

【乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)】について

【事業の目的】

国が令和5年12月に策定した「こども未来戦略」の「加速化プラン」に基づき、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育に加え、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)が創設されました。

【経過】

- ・令和5年度末～令和7年度⇒試行的事業としての実施
実施意向がある市町村の中から国が選定し試行的事業を実施(118自治体)
- ・令和8年度より「**本格実施**」として、全国の自治体において実施
※小樽市は令和8年度より実施予定

・**対象年齢** : **6か月～満3歳未満の保育所、幼稚園、認定こども園に通っていない未就学のこども(保護者の就労等要件は問わない)**

※認可外保育施設に通っているこどもは対象、企業主導型保育施設に通っているこどもは対象外

・**利用可能時間** : 1人月10時間を上限

・**実施可能施設** : 保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て拠点、児童発達センター等

・利用形態

(一般型)【合同】通常の施設の定員とは関わりなく定員を別途設定。在園児と合同実施。

【専用】通常の施設の定員とは関わりなく定員を設定。在園児とは別室で実施。

(余裕活用型) 施設の利用児童が定員に達していない場合に定員の範囲内で受入実施。

・**利用料等** ①利用者支払 1時間300円程度(見込)

(施設収入) ②公定価格による給付額 ○○円×利用時間(未定)※国通知待ち

【利用対象のイメージ】

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳～
就労等の要件必要	保育所、認定こども園(保育部門)						
就労等の要件不要	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)		幼稚園、認定こども園(教育部門)				小学校

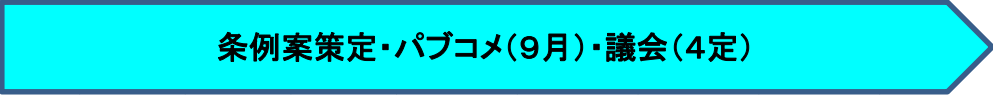
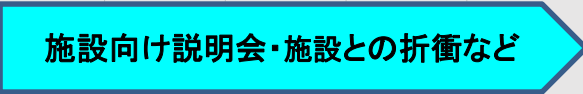
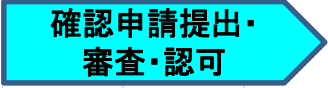
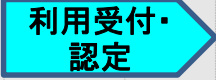
利用者・事業者・自治体の関係性



事業を実施する施設の認可(確認)にあたっては、子ども・子育て会議の意見を聴取することとなっています

【乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）今後のスケジュール】

こども誰でも通園制度

	2025年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2026年 1月	2月	3月	4月
【市】 関係基準条例の制定等	 <p>条例案策定・パブコメ(9月)・議会(4定)</p>												
【市・各施設】 各保育施設に対して 制度・事業内容（システム）の説明 （実施施設の選定）	 <p>施設向け説明会・施設との折衝など</p>												
【市・各施設】 実施施設の確認申請 （事業者からの申請及び 市の認可）	 <p>確認申請提出・ 審査・認可 <small>（子・子会議の意見聴取）</small></p>												
【市・利用者】 利用の申請（認定） 受付（4月以降の利用）	 <p>利用受付・ 認定</p>												
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>制度開始</p> </div>												